

介護老人保健施設ゆめの杜施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団生和会が開設する介護老人保健施設ゆめの杜（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。必要な際には検討委員会を開いた後、ご家族に説明を行い、十分な理解と同意を得てから行なう事とする。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|---------------------------------|
| (1) | 施設名 | 介護老人保健施設 ゆめの杜 |
| (2) | 開設年月日 | 平成7年12月12日 |
| (3) | 所在地 | 広島県福山市千田町大字千田2591番地1 |
| (4) | 電話番号 | 084-955-0080 FAX 番号084-955-8722 |
| (5) | 管理者名 | 土石川 勝司 |

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3451580132号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	1人
(3) 看護職員	<u>10人</u>
(4) 介護職員	<u>24人</u>
(5) 支援相談員	<u>3人</u>
(6) 介護支援専門員	<u>2人</u>
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
・理学療法士	<u>7人</u>
・作業療法士	<u>3人</u>
・言語聴覚士	<u>2人</u>
(8) 管理栄養士	<u>1人</u>
(9) 事務員	<u>2人</u>
(10) 薬剤師	1人

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 介護支援専門員は、入所者の日常生活全般を支援する観点に立ち、施設サービス計画に関する業務を行う。
- (7) 作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 事務員は、施設の庶務会計、その他施設の運営に必要な事務を行う。
- (10) 薬剤師は、薬剤の管理を行なう。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、90人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

- 2 栄養マネジメント加算
- 3 初期加算
- 4 短期集中リハビリテーション実施加算
- 5 入所前後訪問指導加算Ⅰ
- 6 外泊時費用
- 7 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- 8 口腔衛生管理体制加算
- 9 認知症ケア加算
- 10 退所時情報提供加算
- 11 退所前連携加算
- 12 試行的退所時指導加算
- 13 若年性認知症入受入加算
- 14 所定疾患施設療養費加算(Ⅱ)
- 15 経口移行加算
- 16 在宅復帰支援加算(Ⅱ)
- 17 療養食加算
- 18 夜勤職員配置加算
- 19 ターミナルケア加算

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める別途資料内料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別に定める利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記

載する。

また、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（褥瘡対策等）

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会…面会時間は、平日AM9：00～PM7：00 土日祝日AM9：00～PM6：00
面会時には、外来者の氏名、続柄、面会時間等を面会カードへ記入して下さい。
- ・外出・外泊…入所者が外出・外泊される時は、その都度、外出先、用件、帰所時刻等を所定の用紙に記入し、申し出てください。
- ・飲酒・喫煙…飲酒、喫煙については禁止になります。
- ・火気の取り扱い…火気の手扱いに注意し、焚き火及び所定の場所以外での火気を取りあつかわないで下さい。
- ・設備・備品の利用…車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等、状態に合わせて利用して頂きます。
- ・所持品・備品等の持ち込み…各フロアの担当職員が持ち込み品の確認をさせていただきますので、必ず声をかけて下さい。
- ・金銭・貴重品の管理…金銭・貴重品に関しては、できる限り持ち込みされないようお願いいたします。やむを得ず持ち込まれる場合は事務所に保管させていただきます。
- ・宗教活動…宗教の勧誘は禁止します。
- ・ペットの持ち込み…ペットの持ち込みについては禁止させていただきます。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止します。

（非常災害対策）

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待防止）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の対策を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

事業所は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（職員の服務規律）

第17条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する

こと。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人生和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人生和会介護老人保健施設ゆめの杜の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 23 年 9 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成２５年１０月１日より施行する。

この運営規程は、平成２７年１１月１日より施行する。

この運営規程は、平成２８年５月１日より施行する。

この運営規程は、平成２８年７月１日より施行する。

この運営規程は、平成２９年５月１日より施行する。

この運営規程は、令和 元年９月１日より施行する。

この運営規程は、令和 ４年６月１日より施行する。

この運営規程は、令和 ６年４月１日より施行する。